

**令和8年度**  
**大阪教育大学大学院連合教職実践研究科**  
**履修証明プログラム募集要項**

## 1 趣旨

大阪教育大学大学院連合教職実践研究科（以下、「当研究科」という。）では、学校現場のニーズや教育課題に対応し、これからの方々として求められる資質や力量を強化することを目的として、当研究科が開設する授業科目により履修証明プログラムを編成し、平成31（2019）年4月に開設しました。

「履修証明プログラム」とは、社会人等の学生以外の者を対象とした教育プログラムで、修了者には学校教育法の規定に基づく履修証明書が交付されます。

なお、履修証明プログラムの履修者（以下、「履修者」という。）として入学が許可されると同時に当研究科科目等履修生（以下、「履修生」という。）としての身分を有することになり、修得した単位は履修生として修得したものとして取扱います。

## 2 履修資格

本プログラムを履修するためには、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める教員免許状を有する者（令和8年3月31日までに取得見込みの者を含む。）であって、次の（1）から（7）のいずれかに該当することが必要です。

教員免許状を有する者とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭、もしくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者、又は現職教員等で、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭、もしくは養護教諭の二種免許状を有する者とします。

- （1） 大学を卒業した者（令和8年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- （2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者（令和8年3月31日までに授与される見込みの者を含む。）
- （3） 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者（令和8年3月31日までに修了見込みの者を含む。）及び外国の学校が行う通信教育により当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者（令和8年3月31日までに修了見込みの者を含む。）
- （4） 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者（令和8年3月31日までに修了見込みの者を含む。）
- （5） 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者（令和8年3月31日までに修了見込みの者を含む。）
- （6） 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号参照）
- （7） その他本学において履修者の入学に際し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

注1 履修資格（6）に該当する者は、次に掲げる者等です。

- ①教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭もしくは養護教諭の専修免許状又は1種免許状を有する者で22歳に達した者
- ②旧国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所を卒業した者で、教育職員免許法による中学校教諭もしくは養護教諭の専修免許状又は1種免許状を有する者
- ③旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和36年法律第87号）による国立工業教員養成所を卒業した者で、教育職員免許法による高等学校教諭免許状及び3年以上教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者

注2 履修資格（7）に該当する者は、別途履修資格審査が必要な場合があるので、第1次出願予定者は令和8年1月9日（金）まで、第2次出願予定者は令和8年6月26日（金）までに必ず申し出て、履修資格の詳細を確認すること。

（※第1次、第2次出願期間については「8 出願期間等」を参照してください。）

### 3 プログラムについて

別紙「履修証明プログラムシラバス（以下、「シラバス」という。）」を参照してください。

### 4 履修（受講）期間

シラバスに記載の受講期間とします。

（注）本学では2学期4ターム制を導入しています。2学期4ターム制とは、前期・後期の授業期間をそれぞれ半分に分け、各8週を1タームとして、1学期2ターム、年間4つのタームで授業を行う制度です。

学 期：前期（4月1日～9月30日）、後期（10月1日～3月31日）

ターム：第1ターム（4月13日～6月11日） 第2ターム（6月12日～8月10日）

第3ターム（10月1日～12月1日） 第4ターム（12月2日～2月8日）

### 5 授業時間

主として次の時間割で授業を実施しますが、一部の授業では時間割以外の時間帯に実施することもあります。

また、土曜日及び夏季期間を用いて集中講義として開講することもあります。

時限	授業時間（90分）	時限	授業時間（90分）
1	8:50～10:20	5	16:25～17:55
2	10:35～12:05	6	18:00～19:30
3	12:55～14:25	7	19:40～21:10
4	14:40～16:10		

### 6 プログラム受講場所

主として次の場所で授業を実施しますが、一部の授業では他の場所やオンラインにて実施することもあります。シラバスを参照してください。

○大阪教育大学天王寺キャンパス 大阪府大阪市天王寺区南河堀町4-88

JR環状線「寺田町駅」下車徒歩約5分/近鉄南大阪線「阿部野橋駅」、JR・大阪メトロ「天王寺駅」下車 徒歩約10分

○大阪教育大学柏原キャンパス 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1

近鉄大阪線「大阪教育大前駅」下車 南東へ約1km ※エスカレーター（上り）、階段あり

### 7 履修証明書の交付

シラバスに定める修了要件を満たした者に係る履修証明プログラムの修了認定は、当研究科運営委員会の議を経て、学長が行います。履修証明プログラムを修了した者には、学校教育法の規定に基づく履修証明書を交付します。

### 8 出願期間等

第1次 令和8年2月12日(木)～2月18日(水)

第2次 令和8年7月27日(月)～7月31日(金)

※必ず出願期間開始日2週間前までに、WEBの登録フォームから出願者情報を登録してください。

## 9 出願手続

### (1) 提出書類等

書類等	摘要
ア 受講願書	本学所定の様式を使用し、必要事項を記入したもの
イ 最終出身校の卒業（修了）証明書	履修資格を確認できるもの 卒業（修了）予定者は、卒業（修了）見込証明書 出願時点で発行日が1年以内のものに限る
ウ 最終出身校の成績証明書	出身大学の学長・学部長又は出身学校長が作成したもの 出願時点で発行日が1年以内のものに限る
エ 教育職員免許状授与証明書 又は在職証明書	免許状の授与を受けた都道府県教育委員会が発行したもの 教育職員免許状取得予定者は、出願時に取得見込み証明書を提出し、教育職員免許状取得後に教育職員免許状授与証明書を提出すること。 勤務経験を有する現職教員等は、教育職員免許状授与証明書に代えて在職証明書（様式自由。）の提出が可能です。
オ 選考結果通知用封筒	あて先を明記した封筒 〔長型3号（約23×12cm）410円分の切手貼付〕
カ 検定料等	1 検定料等 検定料 9,800円 検定料等支払い時に、別途、支払方法に応じたシステム利用料がかかります。 【検定料等支払いの受付期間】 第1次：令和8年2月4日（水）～令和8年2月18日（水） 第2次：令和8年7月21日（火）～令和8年7月31日（金） 2 支払方法 クレジットカード、Pay-easyペイジー（ネットバンキング）、コンビニエンスストア、の利用が可能です。それぞれの詳しい支払方法や手続き・注意事項等は、別紙「大阪教育大学大学院科目等履修生の出願と検定料支払について」でご確認ください。

### (2) 提出方法

志願者は、出願書類等を一括し、出願期間中に下記窓口へ郵送してください。

なお、確実に書類受付期間内に届くように、書留速達郵便又はレターパックで郵送してください。

#### 〔出願書類郵送先〕

大阪教育大学柏原キャンパス教務課大学院室教職大学院係

〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1

## 10 選考

選考は、当研究科運営委員会による書類審査を経て、履修の可否を学長が決定します。

## 11 選考結果通知

選考結果は、郵送で通知します。

（第1次出願分については、令和8年3月末頃の予定、第2次出願分については9月末頃の予定です。）

## 12 入学料及び授業料

入学料及び授業料は、所定の期日までに納付してください。期日を過ぎても納付されない場合は、入学を辞退したものとみなします。（履修許可者には詳細を別にお知らせします。）

（1）入学料 28,200円

（2）授業料 1プログラムにつき 88,800円

※在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

※上記記載の金額は、令和7年度入学者の金額であり、令和8年度入学者については変更される場合があります。

### 13 留意事項

出願に当たっては、次の留意事項を熟知しておいてください。

- ①履修証明プログラムの履修にあたっては、本学の諸規程を順守する必要があります。違反する行為があつた場合は、履修の許可を取り消します。履修生に関し必要なことは、学則及び科目等履修生規程の規定を準用します。
- ②履修者は、図書館など本学施設等を利用することができます。
- ③履修者は、通学定期券購入など学生割引の適用が受けられません。
- ④本学キャンパスにおける通学のための車両入構に関しては、許可が必定です。特に、天王寺キャンパスでは原則として車・バイクでの通学は認めていません。障がい・病気等の理由で希望する方は出願前に本要項末尾の問い合わせ先までご相談ください。
- ⑤履修者が退学しようとする場合は、理由を付して学長に願い出てください。
- ⑥本学のすべての在学生（学部、大学院、専攻科の学生及びそれらの入学予定者）は、出願できません。
- ⑦日本国籍を有しない者で、本学履修者として在学することで、在留資格の「留学」を取得しようとする方は、出願できません。
- ⑧現に在職中の方は、入学及び修学に支障を来たさないよう、勤務先の承諾をとっておいてください。
- ⑨既納の検定料、入学料、授業料及び提出書類は、いかなる理由があっても返還できません。  
ただし、次の場合は、所定の手続きを経て、返還します。
  - ア) 検定料を払い込んだが、出願しなかった場合、又は履修資格を有していない出願書類が受理されなかった場合
  - イ) 検定料を誤って二重に払い込んだ場合
  - ウ) 上記12の入学手続後、特別な事情により、所定の期日までに本学への入学を辞退し、入学辞退手続きが完了した場合の授業料
- 上記ア)～ウ)に該当する場合は、お問い合わせください。  
なお、返還に係る振込手数料は請求者の負担です。また、返還請求には領収書、明細票等の支払いを確認できる書類が必要となりますので必ず保管しておいてください。クレジットカードで支払った場合は、入金確認メールを印刷したものでも構いません。
- ⑩履修者は、授業料のほか、必要に応じて教材費その他の受講に必要な費用を負担していただきます。
- ⑪障がい又は病気その他の理由で、入学後に修学上の配慮を希望する方は、障がい学生修学支援ルームへ問い合わせください。  
障がい学生修学支援ルーム  
TEL: (072) 978-3479 E-Mail: sienroom@bur.osaka-kyoiku.ac.jp  
窓口取扱時間: 平日8時30分～17時15分
- ⑫本学では、ノートパソコンを必携としているため、授業内で使用することがあります。履修に伴い必要となった場合は、各自で準備してください。

#### 問い合わせ先

大阪教育大学学務部教務課大学院室教職大学院係

受付時間: 平日 8時30分～17時15分

TEL 072-978-3963

E-Mail rengo@cc.osaka-kyoiku.ac.jp